

- (30) 仮名加工情報  
個人情報保護法第2条第5項に規定する仮名加工情報をいう。
- (31) 匿名加工情報  
個人情報保護法第2条第6項に規定する匿名加工情報をいう。
- (32) 個人関連情報  
個人情報保護法第2条第7項に規定する個人関連情報をいう。
- (33) 個人情報等  
個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報をいう。
- (34) 削除情報等  
個人情報保護法第41条第2項に規定する削除情報等をいう。
- (35) 加工方法等情報  
個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「個人情報保護法施行規則」という。）第35条第1号に規定する加工方法等情報をいう。

- 1 (30)の「仮名加工情報」は、個人情報保護法第2条第5項に以下のとおり規定されている。

個人情報保護法第2条第5項

この法律において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

さらに、「仮名加工情報」について、個人情報保護法ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）において以下のように解説されている。

個人情報保護法ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）

「仮名加工情報」とは、個人情報を、その区分に応じて次に掲げる措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報をいう。

- (1) （該当法令番号省略）「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」である個人情報の場合  
当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること

## (2) (該当法令番号省略)「個人識別符号が含まれる」個人情報の場合

当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（この措置を講じた上で、まだなお法第2条第1項第1号に該当する個人情報であった場合には、同号に該当する個人情報としての加工を行う必要がある。）

「削除すること」には、「当該一部の記述等」又は「当該個人識別符号」を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。「復元することのできる規則性を有しない方法」とは、置き換えた記述等から、置き換える前の特定の個人を識別することとなる記述等又は個人識別符号の内容を復元することができない方法である。

なお、「特定の個人を識別することができる」とは、情報単体又は複数の情報を組み合わせて保存されているものから社会通念上そのように判断できるものをいい、一般人の判断力又は理解力をもって生存する具体的な人物と情報の間に同一性を認めるに至ることができるかどうかによるものである。仮名加工情報に求められる「他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができない」という要件は、加工後の情報それ自体により特定の個人を識別することができないような状態にすることを求めるものであり、当該加工後の情報とそれ以外の他の情報を組み合わせることによって特定の個人を識別することができる状態にあることを否定するものではない。

仮名加工情報を作成するときは、仮名加工情報作成の意図を持って、個人情報保護法第41条第1項に規定する個人情報の保護に関する法律施行規則で定める基準に従って加工する必要がある。したがって、客観的に仮名加工情報の加工基準に沿った加工がなされている場合であっても、引き続き個人情報の取扱いに係る規律が適用されるものとして取り扱う意図で加工された個人に関する情報については、仮名加工情報の取扱いに係る規律は適用されない。なお、当該情報について、客観的に仮名加工情報の加工基準に沿った加工がなされている場合には、これを仮名加工情報として取り扱うこととした時点から、更なる加工を行うことなく仮名加工情報として取り扱うことが可能である（「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するQ & Aを参照）。

## &lt;個人情報・仮名加工情報・匿名加工情報の対比（イメージ）&gt;

	個人情報	仮名加工情報 (個人情報であるもの)	匿名加工情報
適正な加工 (必要な加工 のレベル)	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>他の情報と照合しない限り</u>特定の個人を識別することができない</li> <li>・ 対照表と<u>照合すれば本人</u>が分かる程度まで加工</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定の個人を識別することができず、<u>復元することができない</u></li> <li>・ <u>本人か一切分からない程度</u>まで加工</li> </ul>

加工の方法	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定の個人を識別することができる記述等の削除（又は置き換え）</li> <li>個人識別符号の全部の削除（又は置き換え）</li> <li>不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれのある記述等の削除（又は置き換え）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定の個人を識別することができる記述等の削除（又は置き換え）</li> <li>個人識別符号の全部の削除（又は置き換え）</li> <li>情報を相互に連結する符号の削除（又は置き換え）</li> <li>特異な記述の削除（又は置き換え）</li> <li>個人情報データベース等の性質を踏まえたその他の措置</li> </ul>
利用目的の制限等 （利用目的の特定、変更の制限）	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用目的の特定が必要</li> <li>原則あらかじめ同意を取得しなければ利用目的の変更は不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用目的の特定が必要</li> <li>利用目的の変更は可能</li> <li>本人を識別しない、本人に連絡しないこと等が条件</li> </ul>	× （規制なし）
通知・公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用目的の通知・公表など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮名加工情報を取得した場合又は利用目的を変更した場合は、原則利用目的の公表が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>匿名加工情報の作成時に匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表</li> <li>第三者提供をするときは、あらかじめ第三者提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目、提供の方法を公表</li> </ul>
第三者提供に係る規律	原則あらかじめ同意を取得しなければ第三者提供できない	原則第三者提供は禁止だが例外（法令に基づく場合、委託、事業の承継、共同利用）あり	第三者提供は可 ただし公表義務有
識別行為の禁止	× （識別行為について規制なし）	○ （識別行為を禁止する規制あり）	○ （識別行為を禁止する規制あり）

2 (31)の「匿名加工情報」は、個人情報保護法第2条第6項に以下のとおり規定されている。

個人情報保護法第2条第6項

この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情

報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

- 一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

さらに、「匿名加工情報」について、個人情報保護法ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）において以下のように解説されている。

個人情報保護法ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）

「匿名加工情報」とは、個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいう。

匿名加工情報を作成するときは、匿名加工情報作成の意図を持って、個人情報保護法第43条第1項に規定する規則で定める基準に従って加工する必要がある（「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するQ&Aを参照）。

- 3 (32)の「個人関連情報」は、個人情報保護法第2条第7項に以下のとおり規定されている。

個人情報保護法第2条第7項

この法律において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

さらに、「個人関連情報」について、個人情報保護法ガイドライン（通則編）において以下のように解説されている。

個人情報保護法ガイドライン（通則編）

「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

「個人に関する情報」とは、ある個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報である。「個人に関する情報」のうち、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものは、個人情報に該当するため、個人関連情報には該当しない。（略）

【個人関連情報に該当する事例】

事例 1) Cookie 等の端末識別子を通じて収集された、ある個人のウェブサイトの閲覧履歴

事例 2) メールアドレスに結び付いた、ある個人の年齢・性別・家族構成等

事例 3) ある個人の商品購買履歴・サービス利用履歴

事例 4) ある個人の位置情報

事例 5) ある個人の興味・関心を示す情報

(※) 個人情報に該当する場合は、個人関連情報に該当しないことになる。(略)

4 (33) の「個人情報等」とは、個人情報保護法における「個人情報」、「仮名加工情報」、「匿名加工情報」及び「個人関連情報」をいう。

5 (34) の「削除情報等」は、個人情報保護法第 41 条第 2 項に以下のとおり規定されている。

個人情報保護法第 41 条第 2 項（下線部）

個人情報取扱事業者は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下この条及び次条第三項において読み替えて準用する第七項において同じ。）を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならない。

(34) の「削除情報等」には、研究対象者の氏名等を仮 ID に置き換えた場合における氏名と仮 ID の対応表等が含まれる。

6 (35) の「加工方法等情報」は、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「個人情報保護法施行規則」という。）第 35 条第 1 号に以下のとおり規定されている。

個人情報保護法施行規則第 35 条第 1 号（下線部）

加工方法等情報（匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに法第 43 条第 1 項の規定により行った加工の方法に関する情報（その情報を用いて当該個人情報を復元することができるものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。

## ＜この指針における個人情報等の分類について＞

種類	内容		具体例	
生存する個人に関する情報	個人情報 (※1)	当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの	氏名、診療情報、記名式アンケート、顔画像等	
		個人識別符号が含まれるもの	ゲノムデータ(※2)、国民健康保険被保険者証の保険者番号及び被保険者記号・番号	
	仮名加工情報	個人情報保護法が規定する方法で、 <u>他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように</u> 個人情報加工して得られる個人に関する情報	仮名加工情報について、「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる」状態にある(仮名加工情報の作成の元となった個人情報や当該仮名加工情報に係る削除情報等を保有している等)	仮名加工情報・匿名加工情報 信頼ある個人情報の利活用に向けて—事例編—(※3) 参照
	仮名加工情報	個人情報保護法が規定する方法で、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの	仮名加工情報について、「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる」状態にない	
	匿名加工情報	個人情報保護法が規定する方法で、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの		
個人関連情報	個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの	ウェブサイトの閲覧履歴、Cookie等の端末識別子、個人識別符号に該当しないゲノムデータ		

※1 個人情報のうち、一定の記述等(病歴、医師等により行われた健康診断等の結果、医師等により指導又は診療若しくは調剤が行われたこと等)が含まれるものは、「要配慮個人情報」に該当する(第2(29)の解説を参照)。例えば、診療録、レセプトに記載された個人情報は、要配慮個人情報に該当する。

※2 ゲノムデータとは、細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列を文字列で表記したものをいい、ゲノム情報とは、個人識別符号に該当するゲノムデータに遺伝子疾患、疾患へのかかりやすさ、治療薬の選択に関するものなどの解釈を付加し、医学的意味合いを持ったものをいう。

※3 [https://www.ppc.go.jp/files/pdf/report\\_office\\_zirei2205.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/report_office_zirei2205.pdf)

#### <MRI・CT画像の分類について>

MRI・CT画像は、画像の内容から特定の個人を識別することができる場合には、それ単独で個人情報に該当し、また、氏名等の他の情報と容易に照合することにより特定の個人を識別することができる場合には、当該情報とあわせて全体として個人情報に該当する。

他方、個人情報に該当しない場合には、個人関連情報に該当する。